

海津市一般廃棄物最終処分場維持管理に関する計画

I 施設の設置状況

施設設置者名	海津市
施設名	福江一般廃棄物最終処分場
所在地	海津市海津町福江字上組 60 番地 1 外 2 筆
処分場型	安定型
埋立対象物	がれき類（石綿含有物を含む）
埋立面積	1 5, 7 0 0 m ²
埋立容積	5 3, 2 0 0 m ³
埋立方法	片押し方式及びセル方式

施設設置者名	海津市
施設名	今尾一般廃棄物最終処分場
所在地	海津市平田町今尾 3070-11 外 9 筆
処分場型	安定型
埋立対象物	がれき類（石綿含有物を含む）
埋立面積	4, 9 0 0 m ²
埋立容積	2 4, 7 9 9 m ³
埋立方法	サンドイッチ方式

施設設置者名	海津市
施設名	戸田一般廃棄物最終処分場
所在地	海津市南濃町戸田 1361 番地 1 外 15 筆
処分場型	安定型
埋立対象物	がれき類（石綿含有物を含む）
埋立面積	7, 4 7 6 m ²
埋立容積	2 4, 3 8 6 m ³
埋立方法	サンドイッチ方式

Ⅱ 維持管理計画

1. 一般廃棄物の飛散、流出、及び悪臭防止

搬入が完了した時点において、50cmの高さで最終覆土を行う。

2. 火災防止

埋立地内に「禁煙」、「火気厳禁」等の看板を設置して、火災の警告を行う。

3. 衛生害虫の発生防止

害虫及び臭気等が発生した場合は、薬剤の散布を行う。

4. 第三者の立ち入り防止

人の立ち入る危険性がある箇所は、フェンス等で囲い、廃棄物の受入時間以外は閉鎖を行う。

5. 立て札等の表示

埋立地の入口に最終処分場であることを表示した立札を設置し、表示内容に変更が生じた場合は随時書換えを行う。

6. 擁壁等の点検・保全

擁壁等の施設を損壊しないよう留意して埋め立て作業を行うとともに、埋め立て作業の中で定期的に点検を行う。損壊等を発見した場合は速やかに対応を図る。

7. 水質検査

排出基準項目について月1回の測定を行う。

8. 点検、検査等の記録の保存

最終処分場の維持管理に当たっての点検、検査等の記録を作成し、保存する。

9. 処分場の廃止

処分場の廃止に当たっては、法規定に則って行う。

10. 埋立残容量の測定

年1回、埋立残容量を測定し、記録する。

Ⅲ 水質検査項目

福江処分場 観測井戸（上流・下流）

地下水

項目	地点数	回数	試験方法
ジクロロメタン	2	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
四塩化炭素	2	1	〃
1,2-ジクロロエタン	2	1	〃
1,1-ジクロロエチレン	2	1	〃
1,2-ジクロロエチレン	2	1	〃
1,1,1-トリクロロエタン	2	1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	2	1	〃
1,3-ジクロロプロペン	2	1	〃
トリクロロエチレン	2	1	〃
テトラクロロエチレン	2	1	〃
ベンゼン	2	1	〃
1,4-ジオキサン	2	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
カドミウム	2	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
鉛	2	1	〃
砒素	2	1	〃
セレン	2	1	〃
ほう素	2	1	〃
六価クロム	2	1	〃
全シアン	2	1	〃
総水銀	2	1	〃
アルキル水銀	2	1	〃
PCB	2	1	〃
チウラム	2	1	〃
シマジン	2	1	〃
チオベンカルブ	2	1	〃
ふっ素	2	1	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	〃
クロロエチレン	2	1	〃
電気伝導率	2	12	JIS K0101
ダイオキシン類	2	1	JIS K0312
SS	2	1	JIS K0102

福江処分場 観測井戸（浸透水）

浸透水

項目	地点数	回数	試験方法
ジクロロメタン	1	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
四塩化炭素	1	1	〃
1,2-ジクロロエタン	1	1	〃
1,1-ジクロロエチレン	1	1	〃
1,2-ジクロロエチレン	1	1	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1	1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	1	1	〃
1,3-ジクロロプロペン	1	1	〃
トリクロロエチレン	1	1	〃
テトラクロロエチレン	1	1	〃
ベンゼン	1	1	〃
1,4-ジオキサン	1	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
カドミウム	1	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
鉛	1	1	〃
砒素	1	1	〃
セレン	1	1	〃
ほう素	1	1	〃
六価クロム	1	1	〃
全シアン	1	1	〃
総水銀	1	1	〃
アルキル水銀	1	1	〃
PCB	1	1	〃
チウラム	1	1	〃
シマジン	1	1	〃
チオベンカルブ	1	1	〃
ふっ素	1	1	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	〃
クロロエチレン	1	1	〃
COD	1	12	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
ダイオキシン類	1	1	JIS K0312
SS	1	1	JIS K0102

今尾処分場 周縁地下水 (No.1・No.2)

地下水

項目	地点数	回数	試験方法
ジクロロメタン	2	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
四塩化炭素	2	1	〃
1,2-ジクロロエタン	2	1	〃
1,1-ジクロロエチレン	2	1	〃
1,2-ジクロロエチレン	2	1	〃
1,1,1-トリクロロエタン	2	1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	2	1	〃
1,3-ジクロロプロペン	2	1	〃
トリクロロエチレン	2	1	〃
テトラクロロエチレン	2	1	〃
ベンゼン	2	1	〃
1,4-ジオキサン	2	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
カドミウム	2	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
鉛	2	1	〃
砒素	2	1	〃
セレン	2	1	〃
ほう素	2	1	〃
六価クロム	2	1	〃
全シアン	2	1	〃
総水銀	2	1	〃
アルキル水銀	2	1	〃
PCB	2	1	〃
チウラム	2	1	〃
シマジン	2	1	〃
チオベンカルブ	2	1	〃
ふっ素	2	1	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	〃
クロロエチレン	2	1	〃
電気伝導率	2	12	JIS K0101
ダイオキシン類	2	1	JIS K0312
SS	2	1	JIS K0102

今尾処分場 浸出水
浸出水

項目	地点数	回数	試験方法
ジクロロメタン	1	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
四塩化炭素	1	1	〃
1,2-ジクロロエタン	1	1	〃
1,1-ジクロロエチレン	1	1	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1	1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	1	1	〃
1,3-ジクロロプロペン	1	1	〃
トリクロロエチレン	1	1	〃
テトラクロロエチレン	1	1	〃
ベンゼン	1	1	〃
1,4-ジオキサン	1	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
カドミウム及びその化合物	1	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
鉛及びその化合物	1	1	〃
砒素及びその化合物	1	1	〃
セレン及びその化合物	1	1	〃
銅含有量	1	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
亜鉛含有量	1	1	〃
クロム含有量	1	1	〃
六価クロム化合物	1	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
シアン化合物	1	1	〃
有機燐化合物	1	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	1	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
アルキル水銀化合物	1	1	〃
PCB	1	1	〃
チウラム	1	1	〃
シマジン	1	1	〃
チオベンカルブ	1	1	〃
ふっ素及びその化合物	1	1	〃
ほう素及びその化合物	1	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1	1	〃

項目	地点数	回数	試験方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1	1	〃
フェノール類含有量	1	1	〃
溶解性鉄含有量	1	1	〃
溶解性マンガン含有量	1	1	〃
大腸菌群数	1	1	〃
燐含有量	1	1	〃
pH	1	12	〃
BOD	1	12	〃
COD	1	12	〃
SS	1	12	JIS K0102
窒素含有量	1	12	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
ダイオキシン類	1	1	JIS K0312

戸田処分場 周縁地下水（上流・下流）

地下水

項目	地点数	回数	試験方法
ジクロロメタン	2	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
四塩化炭素	2	1	〃
1,2-ジクロロエタン	2	1	〃
1,1-ジクロロエチレン	2	1	〃
1,2-ジクロロエチレン	2	1	〃
1,1,1-トリクロロエタン	2	1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	2	1	〃
1,3-ジクロロプロペン	2	1	〃
トリクロロエチレン	2	1	〃
テトラクロロエチレン	2	1	〃
ベンゼン	2	1	〃
1,4-ジオキサン	2	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
カドミウム	2	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
鉛	2	1	〃
砒素	2	1	〃
セレン	2	1	〃
ほう素	2	1	〃
六価クロム	2	1	〃
全シアン	2	1	〃
総水銀	2	1	〃
アルキル水銀	2	1	〃
PCB	2	1	〃
チウラム	2	1	〃
シマジン	2	1	〃
チオベンカルブ	2	1	〃
ふっ素	2	1	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1	〃
クロロエチレン	2	1	〃
電気伝導率	2	12	JIS K0101
ダイオキシン類	2	1	JIS K0312
SS	2	1	JIS K0102

戸田処分場 浸透水
浸透水

項目	地点数	回数	試験方法
ジクロロメタン	1	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
四塩化炭素	1	1	〃
1,2-ジクロロエタン	1	1	〃
1,1-ジクロロエチレン	1	1	〃
1,2-ジクロロエチレン	1	1	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1	1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	1	1	〃
1,3-ジクロロプロペン	1	1	〃
トリクロロエチレン	1	1	〃
テトラクロロエチレン	1	1	〃
ベンゼン	1	1	〃
1,4-ジオキサン	1	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
カドミウム	1	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号
鉛	1	1	〃
砒素	1	1	〃
セレン	1	1	〃
ほう素	1	1	〃
六価クロム	1	1	〃
全シアン	1	1	〃
総水銀	1	1	〃
アルキル水銀	1	1	〃
PCB	1	1	〃
チウラム	1	1	〃
シマジン	1	1	〃
チオベンカルブ	1	1	〃
ふっ素	1	1	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	〃
クロロエチレン	1	1	〃
COD	1	12	昭和 49 年環境庁告示第 64 号
ダイオキシン類	1	1	JIS K0312
SS	1	1	JIS K0102